

2019年度国税専門官採用試験のお知らせ

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。

- **受験資格**
 - 1 1989年4月2日～1998年4月1日生まれの者
 - 2 1998年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者及び2020年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
- **申込み方法等**


【原則】インターネット申込み
次のアドレスにアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- **お問合せ先**
 - インターネット申し込みに関するお問合せ
人事院人材局試験課
電話 03-3581-5311 内線 2332
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く）
 - 上記以外のお問合せ先
関東信越国税局人事第二課試験係
電話 048-600-3111 内線 2097
午前8時30分～午後5時
（土・日曜日及び祝日等の休日は除く）
- **受付期間**
2019年4月10日(水)まで【受診有効】
- **試験日**
第1次試験日 2019年6月9日(日)
- **第2次試験日**
2019年7月11日(木)～7月19日(金)のいずれか
第1次試験合格通知書で指定する日時

国民年金のお知らせ

住民係

こんなときは必ず届出を！

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人（厚生・共済年金加入者を除く）を対象とし、老後や障がいになったときに給付を行うなど、その生活を皆で支えあう制度です。

こんなとき	届出に必要なもの	届出先
会社を退職したとき (扶養している配偶者の届出も忘れずに)	●印鑑 ●年金手帳 ●退職年月日の証明書	
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき	●印鑑 ●年金手帳 ●資格喪失日の証明書	
20歳になったとき	●印鑑 ●日本年金機構から送付される『国民年金被保険者資格取得届書』	
学生で収入が少ないとき (学生納付特例の申請)	●印鑑 ●学生証の写しまたは在学証明書	
所得の減少により保険料の減免等を受けたいとき	●印鑑 ●離職等により、雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票があれば、その写し	
年金手帳を紛失したとき	●印鑑	
結婚・退職等により配偶者の扶養になるとき		配偶者の勤務先
配偶者が会社を変わったとき（扶養になっている場合）		配偶者の新しい勤務先

国民年金保険料についてのご案内

平成31年（2019年）4月分から2020年3月分までの国民年金保険料は月額「16,410円」です。保険料の納付は便利でお得な口座振替・前納がおすすめです。